

2020年度

法人本部事業計画書

社会福祉法人 雪の聖母園

## 2020年度社会福祉法人雪の聖母園 法人本部事業計画書

### 1 はじめに

2019年（平成31年）4月1日から順次施行されている、所謂「働き方改革一括法」について、社会福祉の現業においてもこのことによる体制整備について適切な対応が求められているということは論を待たないところであります。

あらためて申すまでもなく、障がい福祉の現場の日常を支えているのは、日々利用者の皆さんを様々な場面で支援している「人」が基本であります。

その「人」が生き生きと充実した職業生活を営むことが出来、仕事に生きがいを感じ、そして継続していける環境に配慮することが法人の責務であると考えます。

「働き方改革一括法」の第1の柱としては働き方改革の総合的かつ継続的な推進が挙げられ、国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」を定めました。（雇用対策法）

また、第2の柱としては長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現等を目指して、ア労働時間に関する制度の見直し、イ勤務間インターバル制度の普及促進等、ウ産業医・産業保健機能の強化ということが求められています。当法人といたしましても、このうちのイについて福祉の労働現場では、当直・夜勤などの勤務では当然配慮しなければならないことでありますし、ウについても産業医契約やストレスチェックの実施などすでに取り組みを始めています。

第3の柱として雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保ということでは、不合理な待遇差を解消するための規定の整備、労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備が求められています。

85歳以上が高齢人口の3割を占め、「高齢者の高齢化」が進むという2040年問題を控え、福祉・医療の改革が提示されていますが、このことに応えられる法人として存在することが出来るかを念頭に、ここ数年人口減少ということが様々な場面で取り上げられてきていますが、新たな働き手の確保もさることながら、今現場を支えている人財の育成に重きを置いて将来を見通して行くことが必要となります。

これらのことを踏まえて、2020年度は次の重点項目に取り組み、利用者の皆さんの様々な生活場面の支援はもとより、当法人の存在意義を地域社会に発信出来るよう取り組んでいきたいと考えます。

## 2 2020年度重点課題

### (1)社会福祉法人としてのガバナンスを強化するための体制を整備します。

当法人は広域法人であり、事業内容も障がい福祉と乳幼児保育の2種に大きく分かれ、また、それぞれに地域ニーズを抱えています。事業所間での課題について認識を共通にし、社会福祉法人としての機能を十分に発揮できるよう、法人運営会議を定例で開催して、法人全体で課題の解決に対処します。

### (2)会計・経理・労務管理に係わる体制の検証と見直しについて

財務の正確性を維持継続するため、引き続き会計ソフトの運用状況などの検証を行い、税務会計事務所の会計指導を受けながら会計処理体制を強化します。

また、職員の勤怠管理と長時間労働を未然に防ぐよう、新たなクラウドシステムの導入を検討します。

### (3)人財の育成・確保について

福祉人財を確保維持し離職率を抑えるため、処遇改善加算については継続申請することとし、昨年度から申請している特定処遇改善加算についても継続できるように整えます。併せて福利厚生の実施を図るため、北海道民間社会福祉事業職員共済会や福利厚生センターの活用促進を図るとともに、「働き方改革」の主旨に則って職員がそれぞれ子どもたちや利用者の支援に専念できるよう働きやすい労働環境の改善に取り組みます。

### (4)広報・PRの取り組みについて

現在、事業所ごとに発行している広報誌に加えて、法人全体を広報できる体制を整えます。SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を用いて法人各事業所の取り組みの内容やそれぞれの魅力などを、リニューアルしたホームページで発信し、法人のブランドイメージを高めてゆきます。

### (5)虐待防止・権利擁護のための取り組みについて

虐待防止関連の法律制定の背景や主旨について利用者、家族、スタッフへの十分な理解と定着が図られるよう継続して取り組みを行います。

また、事業所それぞれに設置されている権利擁護のための委員会を通じて、苦情などの情報を共有する取り組みを行います。また、継続的に研修等の取り組みを行います。

### (6)地域防災体制の整備について

平成30年9月におきた「北海道胆振東部地震」を教訓に、利用者やご家族、職員スタッフを含めて防災意識の醸成と徹底を図るよう、関係機関や北海道知的障がい福祉協会と空知知的しょうがい施設協会に設置された「災害対策委員会」などと連携しながら研修等に取り組みます。

また、BCP「事業継続計画」の策定に向け情報収集と調査を開始します。

### (7)施設建設整備について

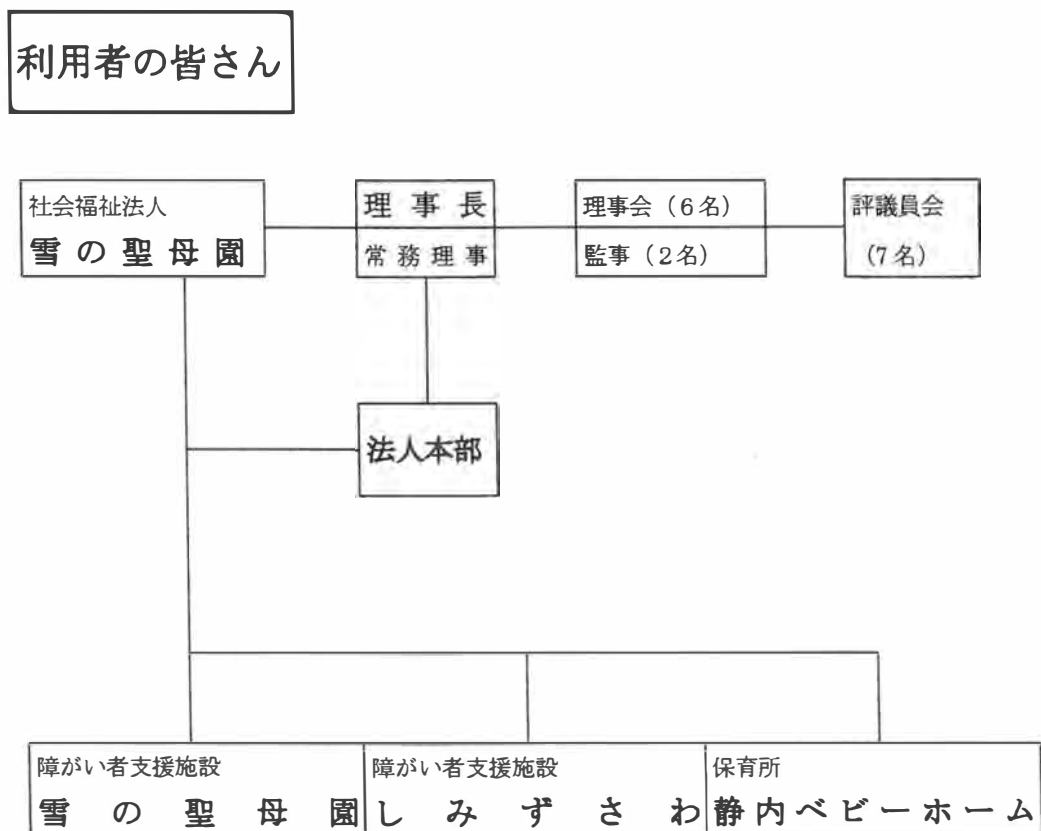
施設建設検討委員会において、今年度建設予定の「しみずさわ」の建て替え

に向けて、建設マニュアルに則って具体的な準備に取り組みます。静内ベビーホーム移転改築のための用地確保等について新ひだか町との協議を継続します。

(8)地域貢献、社会貢献の取り組みについて

地域における公益的な取り組みとして、これまで各事業所で行ってきた内容に加えて、一昨年度から夕張地区で実施している「生活保護受給者就労支援、生活困窮者自立支援事業」の継続と、北海道社会福祉協議会を中心に北海道で検討されている「地域福祉権利擁護体制構築に向けた法人・施設による福祉サービス利用援助事業」「生活困窮者に対する安心サポート事業」、そして「災害時における法人・施設協働による入所者・要援護者等支援事業」の各事業に対して出資金負担などを継続します。

### 3 法人の組織



## 4 法人の事業

キリスト教の友愛の精神に基づき、次の社会福祉事業を経営し、サービスの質を向上させると共に、法人経営の健全化に努めるものとします。

### ◎ 月形地区

- |              |                               |
|--------------|-------------------------------|
| 1) 障がい者支援施設  | 雪の聖母園<br>施設入所支援、生活介護、就労継続支援B型 |
| 2) 短期入所事業所   | 雪の聖母園                         |
| 3) 共同生活援助    | グループホームさくら                    |
| 4) 指定相談支援事業所 | 雪の聖母園 ビンクルム<br>一般・特定・児童       |

### ◎ 夕張地区

- |                            |  |
|----------------------------|--|
| 1) 障がい者支援施設                | しみずさわ<br>施設入所支援、生活介護、就労移行支援、<br>就労継続支援B型 |
| 2) 短期入所事業所                 | しみずさわ                                    |
| 3) 共同生活援助                  | しみずさわ                                    |
| 4) 福祉有償運送事業                |  |
| 5) 生活保護受給者就労支援、生活困窮者自立支援事業 |  |

### ◎ 新ひだか地区

- |        |          |
|--------|----------|
| 1) 保育所 | 静内ベビーホーム |
|--------|----------|

## 5 法人の役員等

(役員名簿等 別紙)

## 6 評議員会及び理事会の開催

- 1) 2019年度における定時評議員会を次の表のとおり開催するほか、必要に応じて評議員会を開催します。

	開催月	主な審議事項
定時	2020年6月23日	計算書類及び財産目録の承認の他 定款に定める事項

2) 2020年度における理事会を、次の表のとおり開催します。

	開催月	主な審議事項
第1回	2020年 6月 2日(火)	令和1年度事業報告、決算について
第2回	2020年 9月 12日(火)	運営状況、規定の改正等
第3回	2020年 12月 1日(火)	第一次補正予算他
第4回	2021年 3月 16日(火)	令和3年度事業計画・予算

## 7 監事による監査

- 1) 監事は、法人の財産の状況や財務内容及び各事業所の実地監査、経営状況や会計の執行状況、利用者預り金の取り扱い状況について監査を実施します。
- また、理事会に出席し理事会の経営状況及び理事の業務執行を監査し、必要あると認めるときは意見を述べるものとします。監査報告書を作成し理事会、評議員会及び北海道知事に報告します。

	開催月	主な監査内容
第1回	2020年 5月下旬	年度事業報告、決算について
第2回	2020年 7月中旬	静内ベビーホーム実地監査
第3回	2020年 9月中旬	しみずさわ実地監査
第4回	2020年 11月中旬	月形地域事業所実地監査
第5回	2021年 1月下旬	雪の聖母園実地監査

## 8 任意監査

公認会計士事務所による任意監査を毎月及び決算期に受け経営の透明性を図ります。

## 9 役職員の研修

社会福祉事業及び法人のあり方に対する社会的要請に対応するため、また法人役員に求められる期待と課題を明確にするために、経営協・道社協が実施する「社会福祉法人役員専門研修」に参加する他、関係団体主催の研修会に随時出席して行きます。